

全協文書第 B19-0212 号

2020 年 3 月 10 日

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会長 一戸 隆男

「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望」(厚生労働大臣宛) の
提出について

(新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.3)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・
ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、全国協会はこのほど厚生労働大臣宛てに「新型コロナウイルス感染症対策に関する
要望」を提出いたしましたので、お知らせいたします。

要望の内容は、①ビルメンテナンス事業者に対する営業補償の実現、②ビルメンテナンス
事業者（従事者）の感染リスク低減策の実現、③感染リスクが高い施設におけるビルメンテ
ナンス事業者に対する特別補償の実現、の 3 点です。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、あらゆる産業で事業活動の縮小や休止
がなされており、これら施設の運営・管理を担う会員各位におかれても、業務の変更や縮小
等の対応が迫られていることと存じます。また拡大を続ける同ウイルス感染から、従事者の
安全・健康を守ることにもご尽力されておられると存じます。これらビルメンテナンス業界
だけでは解決できない課題について、厚生労働大臣に対し、対応策の提案と実現を申し入れ
たものであります。

詳細につきましては、別添の要望書をご確認いただきますようお願ひいたします。厚生労
働省から回答を得た際には、改めてご報告申し上げます。
敬具

記

【添付資料】

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望 (厚生労働大臣宛)

以上

..... 【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事務局長 杉山／事業開発部 尾崎

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階

TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 ozaki@j-bma.or.jp

全協文書第 C19-0574 号
2020 年 3 月 5 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会
会長 一戸 隆男

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

日本国内の複数の地域で発生する新型コロナウイルス感染症に対しては、医療機関だけではなく、私どもビルメンテナンス業界も国民の衛生・安全の確保を担うものとして、感染拡大防止に向けた重責を担っていると認識し、業務にあたっております。

ビルメンテナンス事業者は、病院等の医療施設はもちろん公共施設や交通機関等、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方が多く利用する施設、不特定多数の方が利用する施設などで高い感染リスクを負いながら、国民の期待に応えられる高いレベルの衛生・安全な環境の確保を、その責として担っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による社会環境の変化、経済活動の変化が及ぼす影響が、その責を全うするにあたってのさまざまな課題・問題として浮き彫りになっております。

すべての国民に新型コロナウイルス感染症におびえることのない衛生・安全な環境を提供すべく、業界では最善を尽くして参る所存ですが、その実現にあたっては業界だけでは克服できない課題・問題があることも事実です。

つきましては、ビルメンテナンス業界として下記のとおり要望をさせていただきますので、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. ビルメンテナンス事業者に対する営業補償の実現

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、あらゆる産業で事業活動の縮小、休業等の動きが出ています。また政府基本方針を踏まえた各種イベント等の中止が相次いでいます。これら施設の管理やイベントの準備・設営・運営の多くは、私どもビルメンテナンス事業者が受託し、担っているところです。

各産業の事業活動の縮小・休業、業績悪化、イベント等の中止に伴い、施設の管理や運営の受託者であるビルメンテナンス事業者においても、減額や解約等の影響を受けることは避けられません。しかし施設の管理やイベントの準備等にあたっては、実施を前提に計画的に人材の確保（雇用）や配置を行っており、中止や縮小等を理由に従事者の解雇や待遇の変更はできず、事業者が補償・負担をしなければなりません。

事業者の負担の緩和だけでなく、労働者の雇用を守るためにも、委託元の責に帰する理由によるビルメンテナンス事業者への減額、解約等の不利益が発生した場合は、国による営業補償の実現をお願いします。

2. ビルメンテナンス事業者（従事者）の感染リスク低減策の実現

医療施設において、ビルメンテナンス事業者は医師・看護師等と同等の労働環境のもと、医療関連サービスを提供しています。感染の疑いがある方が使用した医療廃棄物についても、院外から排出され産業廃棄物として処理されるまでは、ビルメンテナンス事業者が取り扱っているのが実情です。

そこで、①ビルメンテナンス従事者を媒介とする感染拡大を防ぐこと、②ビルメンテナンス従事者の安全を確保すること、の 2 つの観点から、ビルメンテナンス事業者に対し、医師・看護師等と同等の衛生用品の優先的な確保（支給）、および PCR 検査の優先的実施をお願いします。

特にビルメンテナンス従事者は 60 歳以上の高齢者が 35.0%（当協会「実態調査」2020 年版）を占め、罹患した場合の重症化リスクが高い状況にあります。仮に重症者が発生した場合、労働者からビルメンテナンスの仕事が敬遠され、従事者が激減すれば、労働集約型産業である斯業は存続そのものが危ぶまれる事態となります。国民の衛生・安全の確保ができないことも危惧されるため、迅速かつ確実な対応をお願いします。

3. 感染リスクが高い施設におけるビルメンテナンス事業者に対する特別補償の実現

新型コロナウイルス感染症の罹患の疑いのある方が訪れる医療施設等においては、ビルメンテナンス事業者は感染リスクが高い環境に従事者を派遣し、これまで以上に高いレベルの衛生環境の確保を責務として、事業を行わなければなりません。PCR 検査の実施拡大も予定されているため、その範囲はますます広まるものと想定されます。

しかし現状では、これらの施設管理の受発注においては他の施設と同様、地域別最低賃金等をベースにした人件費や材料費等によって積算がなされており、リスクや責任に鑑みた額になっていません。事業者にとってリスクが高く、今般の新型コロナウイルス感染症のような事案が発生した場合、受託を控える事業者の出現が懸念されるなど、国民の衛生・安全を脅かす事態も想定されるところです。

そこで、感染症の拡大防止等において重要な役割を果たす施設においては、その管理を受託する事業者に対する特別な補償、補助、助成等を設定いただくようお願いします。

以上